

○大府市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等に対する児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の4の規定に基づき実施する検査（以下「指導監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方針)

第2条 指導監査は、大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第26号）に定める基準（以下「運営基準」という。）の遵守の状況について検査するため、実施計画を定めて行う。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、本市による法第34条の15第2項に規定する認可を受けた者（以下「事業者」という。）とする。

(指導監査の種別)

第4条 指導監査の種別は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査の実施方法等)

第5条 一般指導監査は、年1回、対象の事業所において、事業所の代表者等の立会いを得て、質問、立入り、検査等の方法により行う。ただし、市長が必要と認める場合は、随時実施することができる。

2 一般指導監査の実施に当たっては、実地監査を行う日の1月前までに、事業者に対し、指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者、準備すべき書類等を文書により通知する。

3 一般指導監査の実施に当たっては、必要な事項についての監査資料等を事前に提出させるものとし、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

4 一般指導監査は、家庭的保育事業等の所管課の職員2名以上の者をもって行う。

5 一般指導監査は、必要に応じて、他の法令に基づく実地指導等と同時に行うことができる。

(特別指導監査の実施方法等)

第6条 特別指導監査の実施方法等は、一般指導監査に準じるほか、次に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項の規定にかかわらず、特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合には、随時、特定の指導監査事項を定めて行う。

ア 事業運営に不正若しくは著しい不当又は運営基準違反があったことを疑うに足りる理由がある場合

イ 度重なる一般指導監査によっても改善が見られない場合

ウ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合

エ 死亡事故等の重大事故（死亡事故、意識不明となる事態等の重大な事故をいう。）

が発生したとき又は児童の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき（こうしたおそれにつき通報、苦情、相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）。

(2) 前条第2項の規定にかかわらず、特別指導監査は、実施する特別指導監査の目的に照らし、必要に応じて、事前に通知せずに実施することができる。

(3) 特別指導監査は、その目的や効果をその都度勘案し、問題、性質等の重要性、緊急性等の状況に応じ、重点的に又は改善が図られるまで継続的に実施する。

（指導監査の結果の講評、通知等）

第7条 指導監査を実施した職員は、指導監査の終了後、事業所の代表者等に対し、その結果について講評を行う。

2 指導監査を実施した職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について復命する。

3 市長は、指導監査を実施した結果を文書にて事業者に通知し、改善報告を要する指摘事項については、その改善状況につき期限を設けて文書により報告を求めるものとする。

（法令に基づく処分等）

第8条 市長は、指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされない場合には、必要に応じて、法第34条の17第3項及び第4項の規定に基づく勧告及び命令並びに法第58条第2項の規定に基づく取消しを行うことができる。

2 前項の場合において、命令又は取消しを行うときは、市長は、事業者に対して、あらかじめ、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を与えなければならない（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

（関係機関への情報提供）

第9条 市長は、指導監査の結果及び改善状況等について、必要に応じて、関係機関に情報提供を行うものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。